

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

市街灯支障枝剪定業務委託（右京区京北下黒田町掛尾他-国道 477 号）

2 業務の目的

国道 477 号の井戸地区から下黒田地区にかけて設置されている市街灯の一部において、植生が絡みつき、灯具を覆っている状況が確認されている。このため、本来確保されるべき照射が妨げられ、市街灯としての機能を十分に発揮されていない状態となっている。

本業務では市街灯の照射に支障を及ぼしている植生を適切に剪定することにより、市街灯の照度を確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 8 月 3 1 日（月）まで

4 履行場所

国道 477 号 右京区京北井戸町南谷から右京区京北下黒田町井花谷までの区間

5 業務範囲

下記に示す市街灯番号の剪定

※別紙委託箇所図・対象エリア及び写真を参照

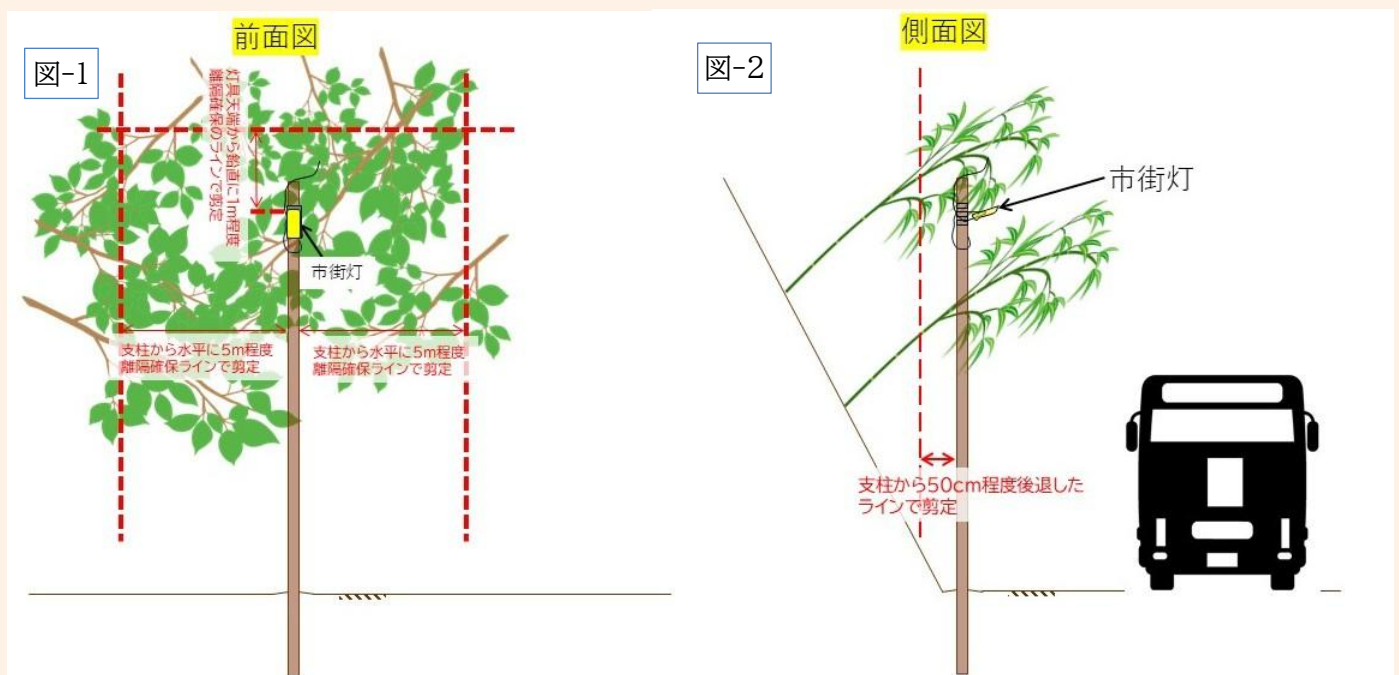
西から順に「京北 19（井戸町南谷）」

「京北 18（井戸町南谷）」

「京北 13（井戸町高尾）」
「京北 12（井戸町高尾）」
「京北 8（井戸町高尾）」
「京北 7（井戸町車ヶ瀬）」
「京北 1884（井戸町高尾）」
「京北 3（井戸町車ヶ瀬）」
「京北 1887（下黒田町井花谷）」

6 業務内容

5に示した市街灯番号の灯具周りの剪定を行う。剪定ラインは道路側から市街灯を見た際に、支柱端部から左右5m以上（市街灯番号12と13は10m）、かつ、灯具の天端から1m以上の離隔が確保されることとする（図-1）。また、市街灯が設置された支柱の側面から見た際に、支柱背面から0.5m以上の離隔が確保されることを条件とする（図-2）。剪定に当たっては前もって引込線の位置を確認して、電線が破断されないように注意する。



※「市街灯番号12」と「市街灯番号13」は5mではなく10mとする。

7 見積項目

剪定等作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、必要に応じて準備費用、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書（様式 19）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真（着手前、完了時、履行時）※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

（費用）

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。

- ・ 作業で生じた剪定材以外に、落下散在したごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。
なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ カーブで見通しが悪い場所もあるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 事前に法面の形状と路側帯の確認を行い、作業場所の確保に努めたうえで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業の影響により市街灯の引込線を破断した際は、受託者の責において復旧すること。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 周辺への周知を行うため、実施予定日が確定した際は1週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日から1週間前を目途として設置すること。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。

(その他)

- ・ 作業で生じた剪定材は現地に仮置きをせず、対応したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。
(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。

- ・山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

[https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

[kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

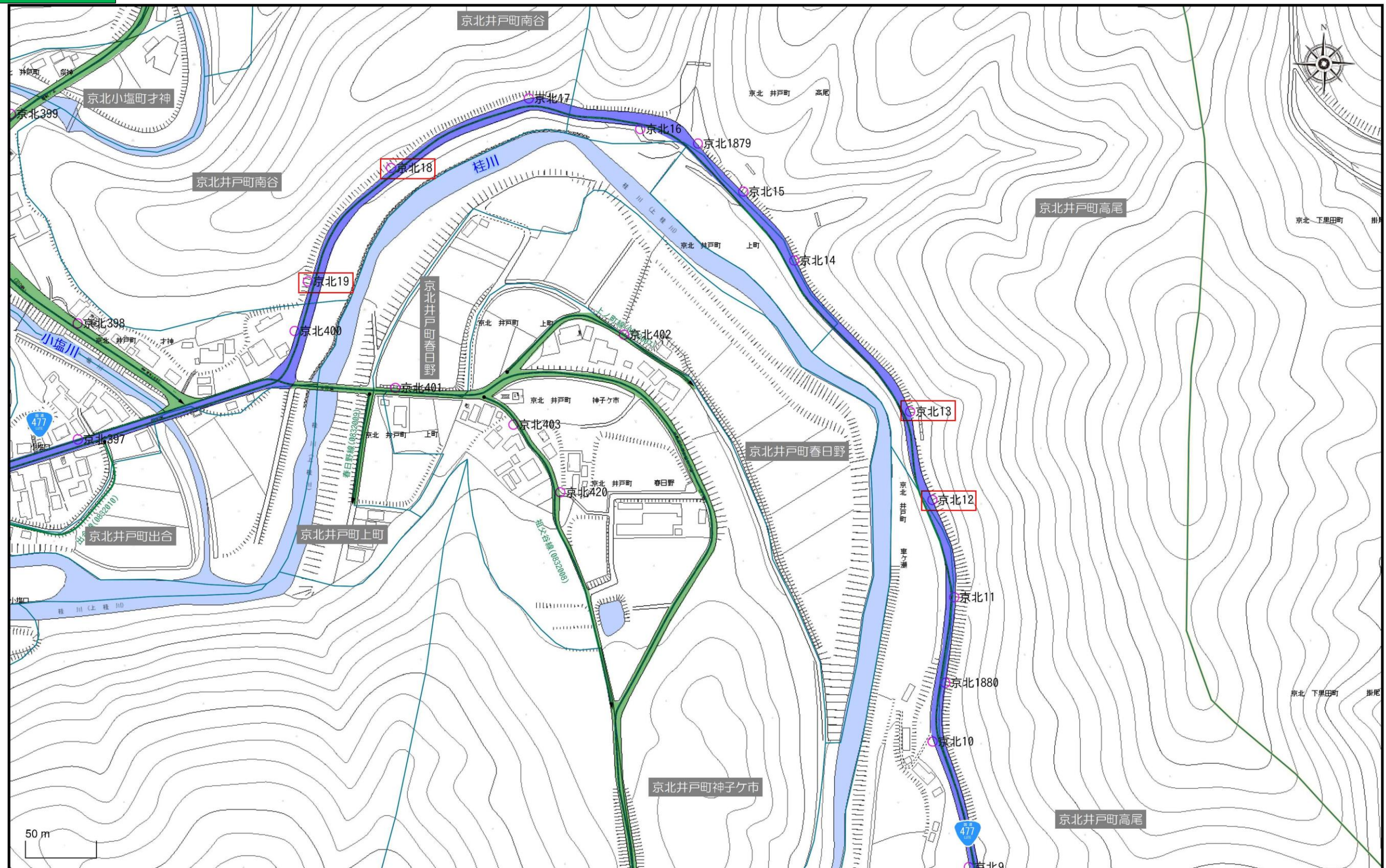
[=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

全体
位置図

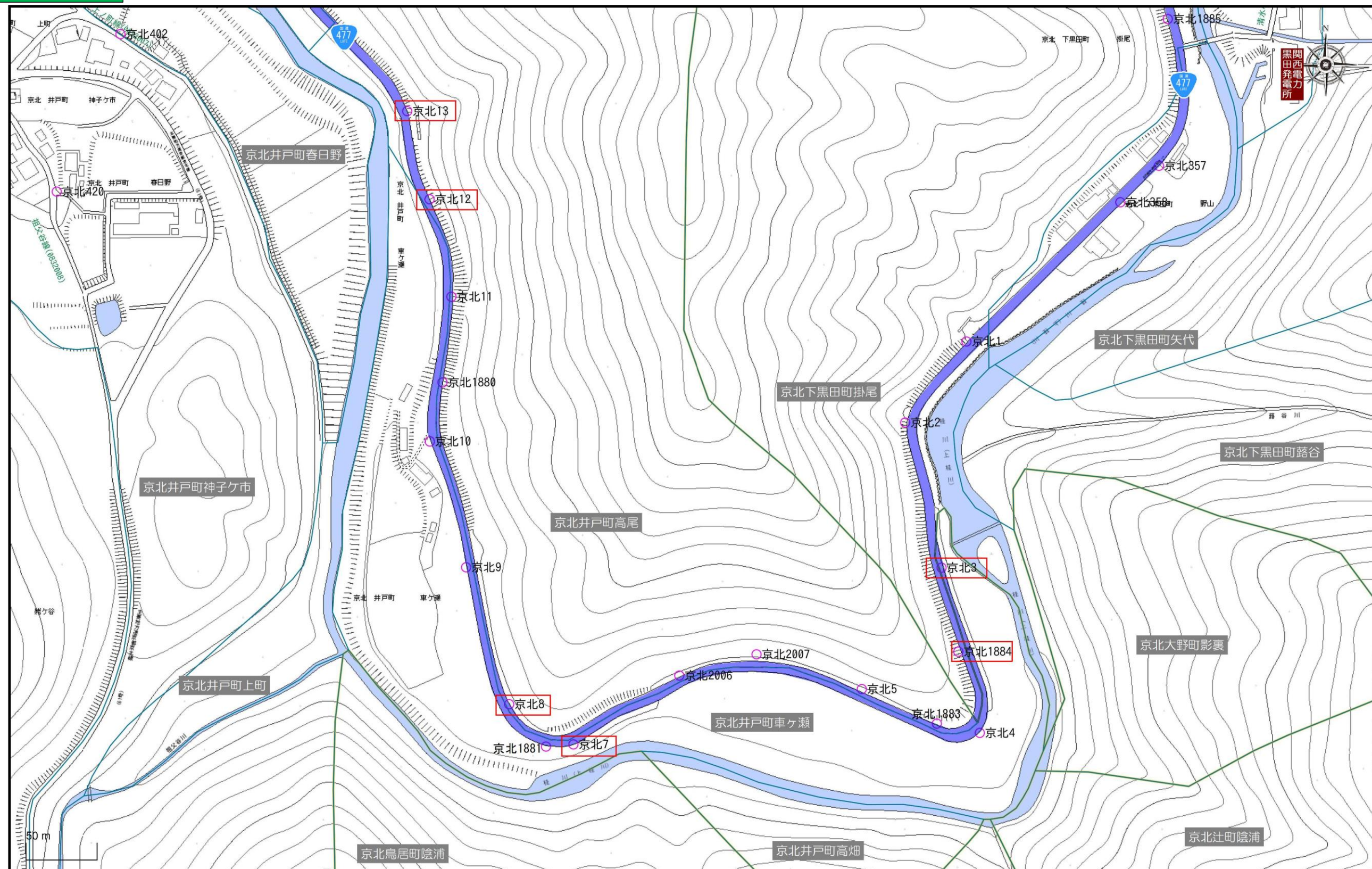
業務委託箇所図（右京区京北下黒田町掛尾他）



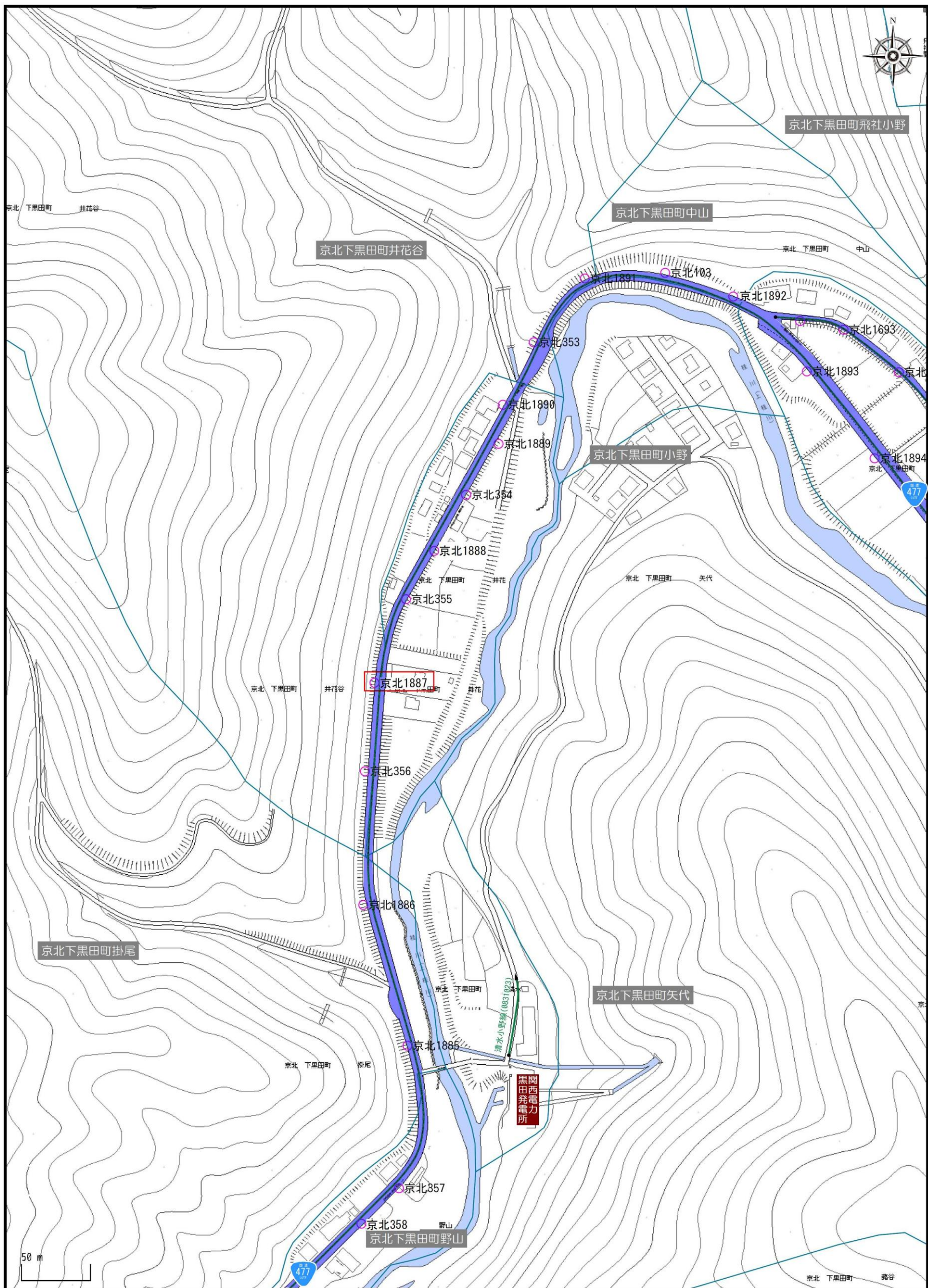
詳細
位置図-1



詳細 位置図-2



詳細
位置図-3



市街灯番号
京北 19



市街灯番号
京北 18



市街灯番号
京北 13













市街灯番号
京北 1887

